The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	民望から”郷紳”へ : 十六・七世紀の江南士大夫
Author(s)	濱島, 敦俊
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2001, 41, p. 27-65
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/4125
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

〝民望〟から〝郷紳〟へ——十六・七世紀の江南士大夫——

濱島敦俊

1 はじめに
2 先行研究と問題点
3 元から明へ——江南士大夫と王朝——
4 明代中期——郷居地主層の選択——
5 民望の解体と郷紳の出現
6 明代後期の江南士大夫
7 おわりに

1 はじめに

魯迅「社戯」(一九二二)[01]が幼い少年の眼を以て描きだした、紹興水村の風景や、そこに登場する悪戯小僧達の活発な人物像は、一読、農村に生長した人々に、懐古の念をおこさせ、心を和ませるものがある。それと同時に、経済史的には、魯迅は商業化の刻印を打たれた後の江南(スキナーのいう長江下流域 Lower Yangtze Valley)[02]の農村の景況をも、巧まずして描き出した。即ち、毎日鎮に通ずる「航船」[03]、農産品を鎮に売りに行く農民等々[04]。本報告の主題——士大夫と民衆——に即しても、そこには興味深い、象徴的な描写がなされている。

田舎にある母の実家を訪れていた主人公、幼い魯迅は、その間だけ、学問の責苦（経書の暗誦）を免れ、楽しい日々を過ごしていた。ある日、「村」の少年達と一緒に、夕刻から「航船」を借りて、隣村に「社戯（むらしばい）[05]」見物に行った。帰路、空腹の少年達は、通称「六一公公[06]」なる農民の畑の蚕豆（そらまめ）を採り、舟に備えつけの炊具・燃料でこれを煮て空腹を充たした。翌日、クリークでエビ釣りに興じている少年達の傍らを、鎮の市までそら豆を売りに行った帰りの六一公公の船が通りかかり、少年達を見て、昨夜の行為をなじる。

この悪ガキめ。俺の畑のそら豆を食いおったな。それも気を付けて採るならまだしも、踏み荒らしおったぞ。

少年達も負けてはいない。餓鬼大将格の少年が言い返す。

俺達はお客さんをもてなしたんだよ。何もあんたの豆でなくてもよかったんだぜ。それよりおじさん、俺達の蝦が逃げちゃうじゃないか。

そこで客人＝魯迅の存在に気づいた老人六一公公は、「迅哥＝迅あにさん」と敬称で呼び掛け、先ず芝居が面白かったかと問い、続けて、自分の畑のそら豆の味を尋ねた。魯迅の美味しかったとの答えを得て、彼は大いに満足し、親指を立てて自慢する。

さすが市鎮（まち）にお住まいの学問のある方はお目が高い。この辺の郷下人（いなかもの）は豆の味の違いも分らぬ。わしのそら豆は粒選りじゃ。

機嫌を良くした彼は、そら豆をたっぷりと届けてくれ、魯迅は夕食に満喫し、「生涯、あれほど美味いそら豆は食べたことがない」と、小説を結んでいる。

一般的に学問する人、すなわち〝士〟或いは〝読書人〟を庶民が尊敬する気風は、古く（少なくとも近世以降）から中国に存在した。ただ此の情景は、それに止まらない。ここには、読書人は都会に住むのであり、農村には無学無知の庶民が居住するのである、つまり学

問の有無が居住空間の差異と連関するという、庶民に共有されている所の一般的観念が、端的に示される。

このような構図、つまり都市と農村の社会階層的ないし文化的分離は、何時まで遡りうるのであろうか。その歴史学的考察が本稿の課題である。紹介する史料は、新たに提示するものもあるが、多くは既に筆者が提示し考察を加えたものに属する。本稿は、此等の史料について、叙上の視点から再照射し、論理の再構成を試みるものである。

2　先行研究と問題点

この主題を考察することは、この間の研究史の分類に即して言えば、士大夫・郷紳もしくは地方エリート local elite の考察の領域と深く関わるであろう。前近代中国において、「士」もしくは「士大夫」は、王朝（国家）権力と地方社会、さらには郷村社会とを統合する契機となる存在としてとらえられてきた。「士・士大夫は民衆と如何なる関係を持つのか」という、本稿の問題関心に即して考えれば、そこでは、以下のように、二つの論理系列で議論が展開されてきたと考えられる。一つは、士大夫・郷紳と民衆との経済的・政治的関係であり、いま一つは士大夫・郷紳の出自であった。

夙に、一九二〇年代後期、国共合作の崩壊を承ける土地革命戦争時期に、農村で展開された熾烈且つ苛烈な「闘争」の理論として構築されたのが、「封建」をばその一身に集中的に示す存在としての「土豪劣紳」論であった。彼等は、地方社会に在って、その地を支配する軍閥の政治権力と一体化し、事実上の在地権力を行使しつつ、経済的収奪を恣にしているとされ、その故に、革命の側から最も主要な打倒対象として措定される。[07] この政治路線が、中国大陸における、その本質・属性をば階級矛盾・闘争に一元化する士大夫・郷紳論の基軸を形成し、その影響は、文化大革命にまで及んだ。一九六〇年代末、重田徳が、中国における封建的領域支配として、「郷紳支配」を提起したのも、[08] 淵源的にはかかる土豪劣紳論の系列上に位置づけることが出来るであろう。このような思考に対して、一九八〇年、森正夫がその所謂「地域社会論」において提起したのが、民衆との関係において階級関係に一元化され得ぬ、多義的な郷紳像であった。[09] 硬直した土豪劣紳論に対しては（重田の所説がそのようなものであったということでは決してない）、それは極めて有効な反措定であったと言える。[10] 岸本美緒も、十六世紀後半に始まる、秩序構造の変動の中で、民衆の結集軸としての江南郷紳像を提起している。[11]

近世の科挙が、理念的には、「三代清白」等の若干の留保をつけつつも、万民に開かれているというのが、近代以前からの共通の理解であった。それは、アメリカ社会学の理論を援用しつつ、近世以降の中国社会に、士庶の間の垂直的な流動性を見出す、何炳棣等の「social mobility 論」に結実した。[12] 六十年代末に、日本を含む西方社会に共通する一種の閉塞状況への反撥として展開された学生運動において、その先頭を走ったフランスで生成された理論を下敷きに、エルマンは中国近世の科挙・士大夫について、必要とされる文化水準の獲得が決定的にその出自に左右されることを強調し、むしろ士・士大夫と民衆との「分断」を強調する、所謂「文化資産論」を提起した。[13]

近世以降の士大夫・郷紳に関わる研究状況を、ややラフではあるが、このように認識した上で、本稿は、その歴史的演変の具体的考察を試みる。筆者の見るところ、叙上の二つの論点における措定——反措定の相反する見解は、これを時系列で捉え直すことも可能と考えられるからである。岸本美緒の郷紳論が、超時代的なものとしてではなく、あくまで十六・七世紀に江南を先頭に進行した、社会経済的な構造の変動を前提として構築されていたように、近世以降の構造が、大きな世界史的変動の一環として変容することが、士大夫の存在様式にも大きく影響したと認識しうるからである。

3　元から明へ——江南士大夫と王朝——

本稿は、明代について分析を行うが、その前提として、第一に宋元時代、江南の士大夫は、概ね郷居（農村に居住）していたこと、第二にその存在を支持する財貨の主たる来源は、租給と直営の両部分から成る土地経営であったこと（勿論、高利貸・商業からの利得、及び官業からの収入の存在を否定するものではない）、総じて士大夫の来源は郷居地主であったとの認識を持つ。[14]

元末の紅巾農民戦争が江南に与えた直接の影響は、華北や長江中流域に比べて相対的に微弱であった。その故に、元明鼎革が、王朝の主要な基盤たる江南地方に、さしたる荒廃をもたらさなかったことは、洪武初年、開封知府に赴任する官僚への太祖の上諭が明晰に語るところである〈『太祖実録』洪武元年十二月辛未〉。そのことは、社会・経済構造にも重要な変動が生じなかったことを示唆する。すでに紹介したが〈濱島一九八二、三四頁〉、元末、小反乱に対処すべく、資を散じて自衛集団を郷村に結成した江南地主は、元朝に忠誠を示し、「国家（おうちょう）が危機に在るとき、臣子たるもの、個人を顧みるべきであろうか」と金穀の義捐に応じ、反乱軍の武将を説得するに際し、「大義

（元朝への忠誠）」と「順逆」の論理を展開していた。注意すべき事は、この史実が、かの宋濂によって、実に明朝建国後に、美徳として記述されていたことである〈宋濂『宋学士文集』巻四九、元故湖州路徳清県尹陳府君墓銘〉。江南地主＝士大夫の王朝に向って収斂する忠誠の論理構造は、元朝から明朝へ、断絶或いは変化することなく、連続していたと考えてよい。

朱元璋政権に仕えたこのような士大夫官僚を、太祖はどのように処遇したのであろうか。結論を先に言えば、そこには身分秩序の面における礼遇と、賦税負担の面における冷遇の二面性が確認される。この礼遇と冷遇という二面性は、士大夫と民衆という本稿の主題とも、また密接に連関するものであった。

まず前者――身分秩序の問題から観ていこう。郷村社会の住民の序列に関わるものとして著名な規範が、洪武五年四月に出された二つの詔勅である。まず四月戊戌付の詔勅は、各里における里社壇の祭祀と、そこにおける郷飲酒礼の実施を命じ、その場では「齒序」、つまり年齢の順に着席することを定めている。同時に、「相見揖拜之礼」及び「歳時燕会の坐次之列」についても、長幼に従って拝礼・着席することを定める。但し、親族関係に無い地主と佃戸の間では、年令を無視して、地主＝長者、佃戸＝幼者という長幼の関係になぞらえる〈何れも『太祖実録』〉。ここには非親族においては、「主佃之分」・「長幼之序」の序列が措定され、前者が優先される。しかし親族関係では、「親属之礼」が、つまり後述するように「尊卑之分」が何よりも優先され、そこには「主佃之分」は存在し得ない。

ところで、王朝＝国家の論理を以てすれば、君主にとっては、士大夫官僚＝〝臣〟は、〝民〟と区別さるべき存在であり、然るべき処遇を以て尊重されねばならなかった。身分秩序に関わるもう一つの詔勅、洪武十二年八月辛巳条の上諭には言う。

> およそ、士は功名（を建てて官僚になる）は難しくはないが、身を全うすることが難しい。今後、京官であれ、地方官であれ、致仕して帰郷した者は、其の家の徭役を免除し、生涯、（徭役に）無関係とする。[15] 帰郷の後、親族においては、尊卑之分が重要であり、（官僚身分を有する者と雖も）家人の礼を行わねばならぬ。母の実家、あるいは妻の実家でも、尊卑を以て序列とせねばならぬ。宴席の場合、（親族以外で無官の者も出席し、上座に坐る場合もあろうから、官員身分を持つ者には）別席を設け、無官者の下位に坐る事態を避けさせる。致仕した官員が、同じように致仕した者と会う場合、官爵の上下を序列とし（て拝礼・着席し）、それが同等なら年令に従う。異姓で（親戚関係がない）無官の者と会った場合、（相手が敬礼しても、有官の人は）答礼の必要はない。庶民の方は、致仕

した官に対しても（現任の）官に対する礼を以て見えるべきであり、それを行わず、（致仕の官員に対して）凌侮におよぶ者が有れば、律を以て罪を論ずる。以上、法令に著けよ。〈『太祖実録』同日条〉

現職官僚のみならず、退職して出身の郷里社会にもどった官僚について、一般に現職官僚と同じ礼を以て接すること、つまりは〝官民之分〟の遵守を民衆に求め、敢えて違反する者は、刑法上の処分を受けるとしている。ただし、同族集団および姻戚については、官民の差等は無視され、古来、親族で最も重んぜられる基準である〝尊卑之分〟のみが機能する。親族と他人が混じり合う宴席の場合、一般に郷里社会の他人同志では、〝歯序〟＝〝長幼之序〟、つまり年令による序列が重んぜられるから、当然に無官の高齢者が上座に位置し、若年の官僚が下座という事態が発生しうる。従って、宴席では官僚資格を持つ者は、庶民身分とは区別して別卓に着席するのである。

以上を綜観すれば、明王朝の理念としては、郷村社会の身分秩序に、尊卑之分（親族）・長幼之序（一般・親族）・主佃之分（一般）及び官民之分（一般）の四種の序列が措定されている。誤解を避けるべく付言すれば、官民之分を除くこれらの理念は、国家権力の設定に俟つまでもなく、原基的には、近世中国の郷村社会に内在していたと考えられる。洪武十二年の法令（詔勅）は、国法を以て、その優先順位を整序化・規範化したものであったと理解される。

此等に加えて、民間にはさらに「士庶之別」とでも呼び得る規範が、事実上、存在していたらしい。洪武極初、『蘇州府志』（洪武三年刊）の編纂に携わった崑山人盧熊（のち山東・兗州府知府）は、

府志の材料の採訪のため、小舟に乗って遍く農村聚落を巡った。田舎の老人達は、読書人（原語＝衣冠儒者）に見えると、必ず上座に請じた。盧熊は「（小生は）年令が若うございます。さだめ（原語＝法）として、当然下座に坐るべきでございましょう。」と常々語って上席を譲った。

という逸話が、同じく崑山人葉盛によって伝えられている。[16] 非親族の間の礼儀で、「長幼之序」と「士庶之別」の何れが優先するか、固定した普遍的な観念は存在していなかったことをこのエピソードは示す。それにしても、〝士〟を尊重する気風が、官憲の規範を待たずして、

郷村の住民においても、自生的に存在していたことは確認されるであろう。洪武五年の詔勅、全十二年の上諭は、このような既存の様々な差等をば、整序化したものであった。朱元璋政権は、礼制＝身分秩序上、その士大夫官僚をば、庶民とは区別して、尊敬を受けるべき存在として、国法上に位置づけたのである。

しかし、官員を優遇するというこの論理が、明極初の政策の全てに貫徹していたとは見えない。それは徭役制度について現れる。既に、我々が六十年代に始まる研究の中で解明してきたように、明代後期の〝郷紳〟層形成に伴う最大の社会問題は、この階層が享受する徭役免除の「優免」特権、及びその惹き起こす庶民地主層の没落という深刻な現実であった。[17] 東林系官僚・郷紳を中心とする改革派（優免限制派）の主張に対する、既得権益固守の反改革派の論旨は、“君主に仕える臣下を尊重し優遇しようという、天子の有り難い大御心（おおみこころ）として、雑役は言うに及ばず、正役も優免されたのである”というものであった。[18] 当然に、これに対置される均田均役改革推進派の論理は、法制上、正役は優免されておらず、郷紳が全く徭役負担を免除されている現今の状況は、江南に特有の違法行為であるとするものである。礼制の面で官僚に配慮を示した朱元璋政権は、賦役負担では、彼等をどのように処遇していたのであろうか。

この問題を基本法令集である正徳・万暦の両『大明会典』の徭役関連条項、及び『太祖実録』で逐うと、以下のような状況が浮かび上がる。個別の項目について、或いは個々の官僚への恩典は除き、官員の税役負担に関する包括的規定としては、洪武十二年十二月丁卯付の、以下の上諭が存在する。

> 君子と野人とには、当然に、区別が有らねばならぬ。故に、今後〝百司見任官員之家（すべてのげんしょくかんりょうのいえ）〟は、税糧のみは納めるが、徭役は悉く免ずることとする。以上、法令に著けよ。

まず免除を受けられるのは、現職の官員のみであって、致仕した官僚には優免が及んでいないことを確認しておく。そうであるにせよ、徭役は全免、つまり正役も優免されていると判断される。因みにこの寛大な規範は、『太祖実録』の同日条に登場するが、『大明会典』には全く記載されていない。それは、翌年に制定された（月日不明）、「洪武十三年令」の存在に因るものであり、十三年令の発布以降は、法的規範力を失ったのであろう。これに対し、『大明会典』巻二〇賦役「凡優免差役」条所載の「洪武十三年令」では、受益官員の範囲は、

著しく限定され、京官のみで外官を含まず、現職官員のみであって休職・退職を含まず、免除される徭役も雑泛差役のみであって里甲正役は含まれていない。この洪武十三年令以降、『大明会典』の官員優免の記載は、所謂「嘉靖二十四年則例」〈山根幸夫一九六六、一二一頁〉まで途絶える。因みに、この十三年令は、『太祖実録』洪武十三年の巻をはじめ、他には一切記載が無い。洪武十三年、即ち「胡惟庸之獄」という苛烈な粛清の嵐が吹き荒れた年に、最も厳しい規範が出現しているのも、首肯できるであろう。

明代後期、最も早く均田均役の実施を提唱し推進した海鹽県の王文禄は、以下のように、官員の優免の範囲は、元来、至って限定されていると、繰り返し主張している。

> 賦役黄冊には、ただ、（某戸に）"男一丁（と戸口を記載）・草房一間（と家屋を記載）・田若干畝（と所有地を記載）"と言うのみであり、どこにも（某戸は）"郷官である""進士である""挙人である"等とは言っておりません。さすれば、（こと徭役に関しては、官員も）同一の斉民（しょみん）なのです。優免する規則など無いのです。なんなら、自ら黄冊を手に執ってお調べになると宜しかろうと存じます。京官のみが優免されておりますが、それは職務が大変だからであります。それも本戸のまさしく本人を優免するのであり、他人の詭寄など免除されないのです。外官も休職も退職も、一切優免はございません。それなのに、現状たるや、みんなまとめて免除しています。（徭役負担を免ぜられる官僚・郷紳が）何と多いことでしょう。（代わりに徭役を負担させられる）貧民はどうして耐え得ましょうぞ。この調子で（優免を契機とする詭寄が増えていけば）十年後の編審（賦役黄冊の編造と里甲の編成）には、全てが郷紳の戸となり、里甲の徭役は誰も負担者が無くなってしまうでありましょう。〈王文禄『百陵学山』「書牘」巻二「上侯太府書」〉

少なくとも当為としての規範に関する限り、我々はこの王文禄の主張に軍配を挙げざるを得ないであろう。そしてまた、官員を出している家（戸）が、実際に庶民と同様に徭役を負担している実例が、明初には存在するのである。『太祖実録』洪武四年閏三月に「是月」として、以下のような記事が載せられている。

> 刑部が、逮捕・審理中の囚人の所から、私信を押収して、それを上進してきた。陛下がご覧になったところ、そのうち一通は、湖州

の王升が其の子に遺った書簡であった。内容：すべからく官たる者は、廉潔を以て自ら持せ。貧は「士」の常である。……民を治むるに仁慈を心がけ、君に報いるに忠勤を本とせよ。己を処するに謙遜を優先し、出世は学業が大事と心得よ。寸暇有れば、経書・史籍を玩味すべし。先儒の性理の書など、沈潜すれば面白いはずだ。これに透徹すれば、邪念など湧くまい。律令もよく精読すること、さすれば規矩を越えることなど起こり得ない。つまり、勤務と学問を両立させることだ（原文。仕與學蓋不可偏廢）。幸便あらば、附子（？ブス？）二三枚・川椒（四川の山椒？）一二斤を購い、必ず税を払った上で送ってくれ。他は無用。

時に王升の息子王軫は平涼知県[19]に任ぜられ、父親王升は、書簡を御史台幕官[20]の宇文桂に託して、任地の息子に届けようとした。（然るに、宇文桂が逮捕審問され、押収物件の中の書簡類が）太祖の目に触れることとなったが、太祖は、一読して感嘆已まざるところであった。そこで、手づから詔書を認めて曰った。

元朝が天下を取った始には、みな実学に努めたので、賢材も競って仕えようとした。しかし元朝も、やがて徒らに虚名をもてはやすに至り、（官途を）権勢の道具と看做すに至った。朕は艱難より出自したので、世情を熟知しておる。（元末の崩れた）風習はいまなお改まらず、あたかも蟻や蝿が集るように、貪欲な人物が（官場に）集まって来る。これはその父親の教育の怠りであろうか。それとも、父の教戒を無視する息子の咎であろうか。今日、汝（王升）の私信を閲し、汝が良く教え、良く尽忠の言を以て息子に申しつけていることを知った。息子が果たして賢者なるか否かは、（その治政を見てから判断することで）今は知り得ない。そうではあるが、世の俗の衰微する中、汝の教訓を目睹し得たが、此に勝る家訓はあるまい。勧善懲悪・移風易俗は、君主たる者の義務である。ここに中書に命じ、勅使を遣わして上諭を下し、銀百両・絹十疋・附子五枚・川椒五斤を褒美に与え、汝の賢明を称えるものである。さらに、（有司＝地方官に）命じて、汝の家の徭役を免除する（原語＝復其家）[21]。

王朝創立直後に出されたこの詔勅は、元朝の支配の正統性を認め、モンゴル王朝を駆逐して新王朝を創建した理由をば、元朝の末期の失政と、それに替わる清潔な新政に求めていて、決して「華夷之別」の論理では語っていない。洪武元年の北伐の詔勅では、周知の如く、「華＝中央＝統治」に対する「夷＝周縁＝服従」という構図が展開されていたが、明朝草創期の君主や文武の官僚の感覚は、決して清一色の華夷思想に染められていたわけではなかった。この元朝の正統性の認識は、本節冒頭に紹介した、宋濂の筆になる行状に見える元朝

の位置づけとも通底する。

この実録記事には、右に見たように、二つの文書の要約が収録されている。一つは、家郷の父親王升が、知県として陝西省に在任中の息子王軫に書き送った私信であり、もう一つは、それを読んで感激して認められた朱元璋の上諭（手詔）である。この二種類の文書に就いては、以下のように、『太祖実録』以外に、それに照応する資料が存在する。

まず王升の私信をみてみよう。『太祖実録』に収録されたのは、言うまでもなく節略文である。浙江省湖州府徳清県東部に在り、帰安・桐郷両県に近接する新市鎮は、鎮西北部に所在の水面から、「仙潭」とも雅称される、宋代の草市に始まる古い市鎮である。その方志である正徳『仙潭志』（上海図書館蔵）[22] 巻六には、王升「付男軫家書（息子軫に与える書簡）」が収録されている。長文であるが、全文を示し、各段落の後ろに大略を記すことにする（段落改行は濱島）。

A自舊年十月初二日、南潯別後、至今年凡四得書、鎮江・高郵・寧陵・鄭州者。餘一書不知寄何人、必浮沈矣。三月十一日汝兄會朶志剛于徳清、書中簡略、不知從者及同游、俱無恙否。且言歳終可至任所、不知果然乎。

昨年十月二日、南潯鎮（湖州府東部の大鎮）で別れてから、今年は鎮江・高郵（江北。現在、明代の駅館が残存し、復元された）・寧陵（河南省帰徳府）・鄭州から発した四通を受け取った。他の一通は誰に託したのか、着落不明である。三月三十一日、兄が徳清県城で朶志剛（如何なる人物か不明）に会っ（て、第四信を入手し）た。ただ、内容が簡略である。従者・同游[23]は無事なのだろうか。また年末までには着任の予定と言うが、果たして到着したのかな。

B本家徳清之役、已辦兩圖黄册里長。及歸安各處甲首、皆不擾而辦。里長不赴京倉、此甚良法也。正擬安静幾時、十二月間、本縣又定充新市巡検司弓兵、分管十二都。但備辦什物、勾捉軍人、至今不得寧息、所費亦不少也。

我が家の徳清県の徭役は、既に二つの「黄冊里長」、及び（北接する）帰安県の各地の「甲首」も、無事に負担し終えた。（糧長の制が定められ）里長が首都（南京）まで直接に税糧を運送しなくてよくなったのは、誠に良法である。これで一安心、と思っていたところ、十二月になって、本県の第十二都を管する「新市巡検司」の弓兵（とりかた）の徭役を割り当てられた。任務は、必要物件を

提供し、（逃亡した）軍人の捕捉だけに過ぎないが、今も休む暇無く、出費もまた少なくない。

C家中上下俱無事、儻欲挈家須在彼稍安、詳度可否、然後來取。川途迢遞、或遷轉不常、跋涉勞頓也。我今稀年、又一老景侵尋。儻朝廷許容侍親、則上章求歸、或得父子相見以盡餘年。若宛轉仕途、則相見無日矣。人説分祿之例、不審有否。如得分祿以養親、立足爲榮。若彼處關支、則不必也。

家属は使用人までみな無事。もし一家、お前の任地で過ごせぬものかどうか、慎重に勘案の上、返事せよ。四川ルートは遠く、かつお前も転任が何時有るか分からぬ。難路を行くも面倒か。わしも七十になり、ひたひたと年老を感じておる。もし老親への侍養を朝廷が、お許しになるものなら、奏請して帰郷するとよい。さすれば父子が僅かな餘年をともに過ごせることになる。お前がこのまま官途で転任を続けると、もう相見る日も無いのではないか。聞いたところでは、俸禄の一部を留守宅で支給してもよいきまり（例）があるというが、真偽は知らぬ。もしそれができるなら、俸禄で親を養う形になり、この上もない栄誉ではないか。もっともお前が任地での諸経費に必要なら、懸念は無用。

D凡事須清心潔己以廉自守、食貧處儉儒者之常、慎勿以富貴爲念。古人之貧乏、不能存此。是好消息、正當以此言、爲受用也。治民以仁慈爲心、報國以忠勤爲本。處己當以謙敬學業、當以努力。暇日、即以性理諸書及群經玩索、自然所思無邪。更須熟讀新律、自然守法不惑。飲酒當以康節先生爲範、不可縱恣。忠定之事、律許則行之、否則不可干其紀也。此後儻有餘俸、可買附子一二枚・川椒一二斤、起税而來、餘物非所覬也。

［この部分が、僅かな字句の異同は有れ、そのまま『太祖実録』に引用］。

E臨川奴世生俱無戾、但諸子未出痘疹爲憂耳。浙西米價極廉、白者十文一升、可見太平之時也。西安雖有來者、而往者絶不可得。汝之外舅、向嘗寄書與与盩厔兪主簿祗候、去者達、必道吾家之平安矣。煥章二親俱康健。希□于十月望後逝世。餘外諸親皆安、就令知之。路遠作書、不能詳盡。

臨川（不明）も奴僕の世生も無事。ただ諸子（不明）がまだ痘疹に罹らぬが不安（種痘以前。天然に伝染し、軽く済めば免疫となる）。江南では非常に米が安く、白米（上質の粳米）でも一升十文に過ぎない。太平の景像を観るべし。西安から当地に来る者はあるが、当方から行く者は極めて稀である。さきに汝の外舅（王軫の母、つまり王升の妻の男兄弟）が（陝西省）盩厔県主簿の兪氏に挨拶状を送ったが、書簡を預かった者が到着すれば、必ず我が家の無事を語る筈だ。……

書信の往来がどのように為されているのか、交通通信史の面でも貴重な情報を提供するが、ここでは詳察しない。本稿の議論に即してみると、実録は敢えて収録しなかったBの部分が重要である。つまり知県王軫の実家では、特に官戸なるが故の優免を受けること無く、里長・甲首の正役[24]、および「巡検司弓兵」という雑泛差役を負担しているのである。書簡の文章の中で、家族・親戚・知友の私的な動静の記述はともかく、この徭役負担の事実を実録が省略して収録しなかったのは、官戸による国家の徭役負担という事項が、実録にとって特段の記録すべき範疇に含まれていなかったことを明白に物語る。

そのことは、同じく正徳『仙潭志』（巻五、紀事）所収の、次のような詔勅にも示される。当然ながら実録引用の分と重なる部分もあるが、文言・構成には相当の異同がある。方志が用いた資料は、恐らくは新市鎮王氏の子孫が保持する文書・族譜に依拠したと思われ、実録では伝えられなかった幾つかの情報を提供する。

A　奉天承運皇帝詔曰、朕起草萊、削群雄、攘夷狄、安中國、務欲天下承平。迩者諸郡官吏不畏法律之嚴、奸弊疊興。御史臺管勾宇文桂、因事被問、所蔵書信百封、悉係浙右儒吏奬譽之言。或是或非、皆欲禍人。中間亦有私托求進者。……噫、若是者、豈非慈父失教于平日耶。抑其子之不孝、不聽其父之訓耶。

B　今于百封書中、得一善教其子者、係浙右登科擧人王軫之父家書。意望管勾宇文桂轉送平涼子之任所、書未發、朕偶獲見之。書中語言淳切、教以孝。子之賢否、雖未可知、然薄俗中有善、于爲人父者如此、誰能出其右哉。勸善懲悪、移風易俗、寔有國之善治。

C　其令中書遣人、賚朕詔諭、往詣其家、賜白金百兩・附子五枚・川椒五斤・絹十疋、以旌其賢。令有司除本戸雑役、照舊應當里長、其弓兵不須再役。

押収された私信の多くが官僚人事に関するものである中、王升のそれのみが官場にある息子を訓戒する書簡であったことを、太祖は称揚する。ここで注意すべき事は、太祖の賛嘆も、父王升の子王軫に対する教戒にのみ向けられているのである。換言すれば、相当規模の所有地を擁する地主であったが故に課された少なからぬ徭役を、王氏が不平も言わずに全てを負担していることは、太祖の奨誉の対象には全く含まれていない。太祖にとって、たとえ官僚身分を獲得した家と雖も、外官で有る限り、徭役の負担は不思議でも何でもない、全く自然のことと認識されており、格別の誉めそやすこととは考えられていなかったからに他ならない。

その報奨として、実録は「其の家を復し、終身、与る所無からしむ」という特権が与えられたことを記述する。一見、正役・雑役を区別せずに、徭役全体を優免したかに読める実録所収の詔勅の一文は、方志所載の詔勅(C)では、

有司（ちほうかん）に命じて、本戸の雑役は免除せしめ、里長はもとどおり担当させる。弓兵の役はもう課さなくてもよい。

となっている。弓兵は雑泛差役系統とも看做しうるから、ここで「復其家」の対象となったのは、雑役のみであった。里長・甲首などの正役負担は、何等も軽減されなかったのである。上述のように、こののち洪武十二年末には、より緩やかな規範が出されるに到るものの、結局は、本来の枠組み、つまり、外官は一切免除しない、休致も一切免除しない、京官も雑役しか免除しない、という非常に限制された「洪武十三年令」が、「祖制」となったのも、十三年という政治情勢が背景に有ったとは言え、決して突然に出現するのではなく、それこそが本来の姿であったと考えられる。

殆どの徭役を官戸が負担して自他共に当然とするこのような状況を、士・士大夫と民衆という本稿の課題に還流すると、そこにはどのような郷村社会が垣間見えてくるであろうか。何よりも、士大夫およびその母胎の士は、農民と農村に共住していた。そこに課される徭役は、中央集権的官僚制と戸籍制度の下で、各戸に課される形象を示しながら、現実にはあたかも日本の〝村請け〟に接近するような実質を帯びていたのではないか。[25] とりわけ戦乱期に群雄の地方政権が、軍事的必要もあって賦課する諸負担は、しばしば、各戸の人丁・資産に基礎を置く整然たる課税というよりは、しかるべき地縁集団（仮に村落と呼んでおく）に一括して賦課される収奪の形態をとること

が多かったはずであり、王朝草創期にそれが直ちに整序化された税制に移行するとは考えられない。そのような収奪を迎えた村落で、まずは然るべき指導・支配層（名望家層）が応分の負担を引き受けることは、我々の想像力の範囲内であろう。

元朝治下で、何等官位を保有しなかったと推定される庶民の王升が、その訓戒の内容からして、単に豪富の在村地主たるに止まらず、自らも〝書を読む人〟であって、然るべき儒的教養、及び士大夫に適しい識見を身につけていたことは、十分に窺われる所である。明初の江南農村で、農民と居住空間を完全に共有していた士・士大夫層は、当然のこととして（名望家の当然の責務として）、自己の所属する村落に課される国家の賦役を負担したのであった。我々は此処に民から士へ、士から士大夫へという連続性を見ることが出きるであろう（おそらくそれは可逆的でもあったであろう）。

4　明代中期――郷居地主層の選択――

このような江南の郷居地主は、明代中期にもその存在を続けていたであろうが、圧倒的多数の地主経営が、その情報を全く残していない。その中で、上海県城南部から東部にかけて、直角に曲って流れる幹河黄浦江の東岸に居住し、いわゆる浦東地域の開発地主であった陸氏については、一族の官僚陸深（成化一三＝一四七七～嘉靖二三＝一五四四。弘治一八年進士）が、その文集『儼山文集』巻八一「行状」に、自らの父母及び異腹の兄について、合計三通の詳細な行状を残している。この史料から、定量的推定は多くの前近代中国史料と同様に全く出来ぬものの、その経営についての定性的分析が、ある程度可能となるように思われる。以下、拙著一九八二（特に七〇～七四頁）、および拙文一九八九（中文。一九八六に公開発表）に基づいて、上海陸氏を概観しよう。

夙に一九七〇年代中期、筆者はこの一族の陸汚（字宗海）を、同時代の上海の人とされる陸宗愷に比定した。十五・十六世紀の交、江南デルタでは、圩田水利の補修・維持の負担・組織をめぐって、論争が行われていた。一方には、宋代以来の伝統的方式、つまり水路・圩岸に直接耕地が接している所有者が負担する方法（筆者はこれを「田頭制」と名付けたが、此の用語法は斯界で定着したようである）が主張される。これに対して、先進地蘇州府地方の水利担当官僚は、圩囲内部の耕地の所有者全てに均等に面積に比例して賦課する方式（照田派役制という）を主張した。結局は、前者＝田頭制が方式として採用され、全江南デルタの水利を干渉する権限を授与されて特派

された工部主事姚文灝によって、田頭制を主軸とする水利規範「修築圩坦事宜」が発布される。おそらく姚文灝の下で幕友として貢献したのが、松江府学生員金藻（字舜章と推定）であった。この金藻が、照田派役システムの不利と、田頭制の長所を力説した文章、「三江水学或問」（姚文灝『浙西水利書』今書所収）に、田頭制の熱烈な支持者の一人として「上海の陸宗愷」が挙げられている。現地音における音通で、宗愷は宗海と考えられ、未だ未開の低地が拡がっていた浦東の開発地主としての陸氏に辿り着いたのである。陸沔（字宗海）は、陸深（字子淵、号儼山）の異腹の兄であり、ともに陸平の息子であった。

陸深が残した行状は、父陸平・母（後妻）呉氏及び兄（前妻の子）陸沔のそれぞれ一篇ずつである。行状の常として、その内容は整然と記述されているとは言い難いが、断片的ながら、その家庭経営にかかわる事情を無数に伝えてくれる。

既に筆者の「八六年報告」では、上海浦東陸氏の経営について、以下のような特徴を確認した。

第一に、明代中期のいまなお耕田化が可能な開発適地が拡がる浦東の農村（但し明代後期に市鎮＝洋涇鎮に発展する）に居住した陸氏は、家長陸平、その代理陸沔の陣頭指揮の下に、多くの奴僕を使用して農業の直営を行うほか、水利事業を推進して低湿地の耕田化を進めていた。「行状」が「田の高下に因り、以て水利を修め、皆膏腴を成す」と語るとおりである。このような経済的地位が、陸沔による金藻の田頭制支持の背景に有る。

第二に、家長陸平は、家政を長子陸沔に委ね、自らは華北・長江中流域の旅行にしばしば出かけ、年を越すこともあった。その目的は、此の史料では、各地の豪傑・賢者と交際し、見聞を拡げるとしか記述されないが、当時当地に普遍的に観られた歴史事象として、富裕な在地手作地主層が農閑期に行った客商活動であったと推定される。陸平が高利貸しを営んでいたことは明らかである。

第三に、陸平は、息子の教育に少なからず投資している。兄沔は、結局は家政を綜理するために、科挙受験のための学習（挙業）は放棄せざるを得なかったが、歴代の上海陸氏の夢、家族から士大夫を出すことは、弘治一八年、次男深が第二甲第八名で進士に合格することで実現することとなった。因みに、深は庶吉士から翰林のエリートコースを歩み、累官して詹事府詹事に上るが、致仕後は城居化せず、再び浦東洋涇の祖居に退隠している。帰郷した彼が、依然として莫大な富を擁有していたことは、銀三百両・家租千石を出して石橋を建てる行為に示される（おそらくは、洋涇の市鎮形成と連関する）。

総じて言えば、この明代中期上海の郷居地主の投資の選択方向を、（一）挙業、（二）商業・金融と客商、（三）土地所有・直営と低地開発

と、まとめることが出来るであろう。

ここに時代的特徴を見出すとすれば、(二)のなかの「客商活動」であろう。地主ないし士大夫家族による、直接・間接の商業の投資・経営は、一般に観られたであろうし(具体的な史料は皆無であり、論理的に推定するのみである)、高利貸活動は余裕有る地主にとって当然のことであった。しかしながら、江南在地直営地主自ら外地に赴く遠距離交易活動のみは、明代中期(せいぜい成化・弘治・正徳年間)に特有の現象であり、逆にこの時期には無数に見られる社会現象であった(既に紹介したとおり、江陰知県黄傅が編纂した正徳『江陰県志』の風俗の項では、一般的状況として農閑期における客商活動を伝えている)。筆者は、それをデルタ低地開発が、終息に近づくことを反映していると看做した。かかる商業活動は、おそらくは、多くの選択肢を有する江南富人に比し、選択の幅が狭く、客商活動に一義的に集中せざるを得ない徽商・晋商などとの競合に敗退していったのであろうか、明代後期には姿を消すのである。

本稿のキーワード「士・士大夫と民衆」に即して、以上に加えて、さらに上海陸氏から抽出される特徴を幾つか補足しておこう。

陸氏・陸平は、単に富裕であるのみならず、在地社会での支配層ないし指導層に位置していた。陸平が家族・使用人に対して、厳しく礼節・節倹・勤勉を説いた結果として、

> 遠きも近きもこれに化し、故に一方(このちいき)に惰農は無く、今に至るも浦を環りてより東(黄浦江が県城東部で湾曲北上、さらに東折して呉淞口に到る)、鶏鳴・犬吠と機杼(はたおり)・桔槔(すいしゃ)の音が、相いまじっておこり、人びとは此の地を桃源となぞらえている。〈陸深「勅封文林郎・翰林院編修、先考竹坡府君行実」[26]〉

という。行状・墓碑銘に常に見られる潤色・美化を差し引いても、ここには陸氏が浦東洋涇の地域社会に於いて、ヘゲモニーを保持する状況が窺われるであろう。因みに、後掲第六節に引く李日華『味水軒日記』に登場する平湖の在地地主張氏について、その郷村社会での影響力は、「指揮一方(一方を指揮する)」と表現されている。

かかる陸氏は、国家への賦役、あるいは地域への公課の負担を回避しない。「外出して年を越すことさえあった」陸平の不在中、代わって兄陸汚は「門戸の課に応じ」即ち税役の負担を処理し、家政を総理した結果、「耕織の事はきちんと条目(すじめ)が有った。」〈「先兄友琴先生行

状」〉とされる。そもそも陸沔が熱心に支持したという、水利に於ける「田頭制」は、主としてかかる経営地主層のみに、維持・補修の負担を課するものであった。照田派役制の均等負担に比べ、一部のみが負担を強いられる田頭制は不公平ではないか、との論理に対し、金藻は、水利に近い水田は、搬出・搬入・施肥・排水の全てにおいてより便利であり、多くは富戸の所有するところであって、貧寒の下戸に比べて遙かに重いその負担は当然であるとしていた。[27] 彼等は一般の小民とはことなる負担を甘受すべきであり、且つ甘受する。

上掲の第三点「教育投資」について、此等在地の富裕ではあるが未だ士大夫たり得ぬ階層に貫流する、強烈な士＝礼門志向を、改めて指摘しておきたい。深の母の呉氏は、深にいつも教戒したという。

怠けてはいけません。お前は学問して（科挙に合格し）、出世するのです。吾が家では、これを待ち望むこと、何代になりましょうか。〈「先考竹坡府君行実」〉

母親呉氏の祖父、即ち陸深の外曾祖父も、聡明で記憶力に優れる幼い孫娘を見、息子（呉氏の父。陸深の外祖父）に、常々語っていた。

この孫娘は、必ずや礼門（読書人の家柄）に嫁ぐ筈だ。さすれば、嫁ぎ先を繁栄させることになるだろう。〈「先孺人呉母行実」〉

自ら相当の学力を備えていたという母親呉氏は、機織をしながらも、深を傍らで読書させ、あるいは暗誦させた。深が成長して結婚し、生員となってからも、書籍商が来ると金に糸目を付けずにいくらでも買い与えた〈仝〉。自らもかつては挙業に従ったが、家政の綜理のために中途で止めねばならなかった兄沔も、館師（住み込み家庭教師）を招いて一族の子弟に教習させ、時には自ら教場にやってきて、先生に表敬した。〈「先兄友琴先生行状」〉

庶民と混住し、低地開発を推進し、農業経営に従事し、応分の賦役負担に応じながら、地域社会で然るべき指導的役割を果たす。同時に、富裕な蓄積の一部は、子弟の科挙を目標とする教育に投下し、士大夫家族への上昇を目指す。明代中期の江南でも、士と民が生活空間を分かち難く共有し、そこから士大夫が出自するという、明初の社会構造の連続している状況が、この上海陸氏に垣間見えるであろう。

このような士・士大夫と民の関係が、既に解体してしまった十七世紀初頭、長興人丁元薦は、[28] 同時代の士大夫＝郷紳層の徭役負担回避に鋭く反撥し、その亡父の感懐・懐古を次のように伝える。

湖州の名門・郷紳は、大半は糧長から上昇したが、その子孫は現在も繁栄している。たとえば吾が家、朱家、李家など、みな糧長をやって家を興したのだ。昔の富翁は自ら徭役に従事し、千磨百錬して、一大家を成し遂げたのである。（それにひきかえ）今の富翁など、皆巧みに避けることに夢中だ。その面構え・気構え、昔の十分の一もない。五十年前には、呉十万・臧恭三のように、布衣（しょみん）でありながら全長興の兌粮（税糧引き渡し）の重役をまる一年単独で引き受けた人物がいた。現今、士大夫にこれだけの気概を持つ人物有りや。（現在、士大夫には）税米を納入するにも、秕穀（しいな）や糠皮を充て、（さらには米穀ではなく）勝手に他物で納入する人物がいるのは、まことに嘲笑すべきことだ。亡父がよく語っていた"大家・巨室は一つの地域の根基である。彼等が各地で寂れることは、王朝の運命もそれに従うことになるのだ"と。[29]

（均田均役改革を妨害・頓挫せしめた湖州の郷紳を批判した上で）私は幼時から亡父の教えを聞いてきた。「王朝から俸禄を頂戴する家の（子孫で庶民身分に落ちた）者が、重い徭役を負担するようになると、すぐさま瓦解する。ずっと楽なおもいをしてきた者が、未だかつて経験しなかった徭役を担うと、すぐに倒れてしまうのだ。それよりは、（郷紳身分の有るうちから徭役を負担させ）重役に徐々に馴染んでおくに越したことはない」。[30]

徭役負担を回避・転嫁せず、進んで重役を負担した階層の存在が語られる。彼等糧長層には、地方郷村社会における自らの存在が"民"と"国（王朝）"にとって如何なる意義をもつのか、対自的に認識するものもいた。明初湖州の王氏、明代中期松江の陸氏の事例は、決して例外ではなかった。士大夫の来源たる"士"は、明代中期まで、このような糧長層と重なり合って存在していたのである。

5　民望の解体と郷紳の出現

十六世紀中葉、江南デルタを先頭に、「郷紳」の用語・概念が普遍化する。その本質において、彼等は近世中国の「士大夫」の範疇に属するものである。然からば、何故に、「士大夫」と区別される概念を以て、「郷紳」階層の存在が意識されるに到ったのであろうか。これに断案を下し得る材料は無いが、以下の如く、二つの動因が推定される。

第一に、政治的空間としての「県」の成立があった。言うまでもなく、地方官が赴任先の士大夫・父老層と折に触れ協議し、其の意向を県政に反映すること、また彼等がその地位を利用して地方官と接触し、私的利害を実現することは、歴史的に古くから有り得た現象であろう。しかしながら、とくに十六世紀中葉以降、商業化にともなう江南地方の経済的力量の上昇は、此の地から財貨を吸い上げて持ち去る北京の中央に対する、一種の地方主義 localism を形成させる。思想的にはそれは顧炎武の「封建論」に昇華された。そしてまた後に黄宗羲の「学校論」に結実すると推定される、「士民公議」あるいは「地方公議」と呼ばれる政治的慣習が形成される。それは、地方の大事について、知府・知県が専決することをせず、府・県の士大夫・生員（士）、そして時に庶民身分の有力者（耆老）と事前の合議を行うものであった。[31] かかる場でヘゲモニーを執る階層は士大夫であり、地方官憲にとって、在来の士大夫とはまた相貌を異にする、地方の官僚資格保持者層が見えてきたのである。「郷紳」概念の出現と形成の基盤は、このような政治空間の出現と連動していたのではないか。

第二に、明代前期・中期のそれと異なり、概ね嘉靖以降の士大夫には、飽くなき私利の追求者の側面が大写しになってきた。彼等は、官僚身分を盾に執り、徭役負担を拒否するに到った。既に述べたように、元来、明初洪武十三年に確定された官員の徭役免除（優免）の規範は、現職の京官について雑役のみの免除しか認めない、極めて局限されたものであった。そして、江南デルタにあっても、明代中期まで、この規定は守られ、士大夫層も徭役を負担していたと思われる。士大夫が庶民と居住空間を共有し、共同関係の中に生存している限り、官僚資格を理由とする避役（それは、徭役そのもの消滅では無いから、居住空間を共有する他者への転嫁を意味する）は、敢えて為し得る所ではなかった。既に明清社会経済史研究の定説とされているように、嘉靖年間以降、江南士大夫層の城居化が進行する。その城居による郷村住民からの切断は、徭役負担をめぐるこの制動を、士大夫層から消滅せしめた。江南の士大夫の何一つ憚る事なき全面的な避役が、「役困」とよばれる深刻な事態、即ち、徭役負担者の階層が下降すること、負担能力無き庶民地主層の徭役負担による没落が相

次ぐこと、国家権力にとっては期待する徭役を確保出来ぬことに結果した。これはまた、郷居地主の消滅の重要な原因の一つとなった。「士大夫」と区別される「郷紳」の用語・概念は、このような徭役問題とも深く絡み合いながら、形成されてきたのである。

管見の限り、その予兆を告げる最も早い史料は、崑山人方鳳（号改亭。正徳三年進士）による以下の記事である。

世間でよく語られる。「好事は成し難し」と。予のみ独り言う。「好事は行い難く、行えば、反って累を受けることが多い」と。悲しい哉、悲しい哉。吾が家の属する区にはさして巨室はなく、惟だ予の姪と王憲副（按察副使）、及び厳氏が、産が頗や厚いのみである。伯兄矯翁（方鵬、号矯亭、同年の進士。姪の父であろう）は区の庶民の無力を憐み、そこで三家に呼びかけ、糧長を三家輪番で負担しようとした。厳氏は高官の姻戚を以て（詭寄優免できるので）断ったが、王公は欣然として同意した。そこで両家は、それぞれ一老僕に命じて、其事を主らせた。有司はおおむね義挙とみなさず、老僕に（少しでも手落ちがあると）鞭朴を加え、重役を課して困しめた。且つ里中の狡猾なるものも、共謀して翻弄したので、二僕は日ましに貧乏になった。嗚呼、好事安くに在り哉。予は南京御史台に勤務した折、出張のついでに立ち寄って、吾が郷の中産三家が、倶に粮役で破産したのを見た。召して其の故を問うに、泣きながら答えて言った。区中の官戸・大戸は、なかなか税を輸めようとせず、（納めても）濫悪の米を以てするか、あるいは他物で准折し、その換算価格をことさらに高くする。（糧長は）代わって賠償せねばならず、遂に此に到ったと。予は聞いて惨然となり、衆に謀らず、即日に有司に申請し、本戸の税糧は自家で運んで運軍に兌し、粮長を煩わさぬことを願い出た。(32)

ここでの深刻な問題は、郷紳階層の優免特権を利用した詭寄による避役に、まだ一元化されてはいないが、"官戸""大戸"の避役・滞納に起因する中産・中人層の没落が、正徳年間末期か嘉靖年間初期に始まっていることが述べられる。ここでは、新たに出現した社会事象を叙述するスタイルで語られており、永年の慣習ではなく、かかる事態が近年に始まったことを示唆する。

優免特権を盾に取った全面的な避役、それに依る詭寄の横行、それを為し得ぬ庶民地主階層の徭役負担による艱苦、そのような事態が嘉靖年間に進行したことを、赤裸々に剔抉し、対策として優免特権について祖制を遵守して厳密に制限し、郷紳（郷宦）にも徭役を負担させる均田均役（均甲）を即刻実施せよと説いたのが、海鹽県の郷紳（挙人）の王文禄であった。その均田均役改革の提議の内容、及び

其の背景については、既に詳察を加えた。[33] 優免と法制、詭寄の盛行、役困の存在、改革の機運の存在、その提言など、全面的な主張は、王文禄自編の『百陵学山』に収められた、以下の五篇に、こもごも展開されている。[34]

A「策枢」序
B「仝」巻三「甦民策四首」四「均役」
C「書牘」巻一「上台府時務書」（台府とは宰相徐階と推定される）
D「仝」巻二「上侯太府書」（侯太府は嘉靖四十年任の嘉興知府侯東萊）
E「仝」巻二「答范二府書」（范二府は嘉靖三十五年任の嘉興府同知范鵬）

ここで、士・士大夫と民衆という本稿の主題に即して、その主張を整理すると、以下のようになる。

1) 士民は同源であり、かつ同胞である。同胞二兄弟の内、愚昧・聡明に因って、務農か出仕かが分かれているに過ぎない。

士與農、齊民也、民吾同胞兄弟之義也。譬諸父母生二子焉。一子聰明而出仕、乃日享其逸樂。一子愚昧而務農、遂身集于勤勞、已不堪矣。況又意外誅求、必欲務農者不貧不止、出仕者不富不休。略無憐恤知足之念。豈兄弟之義乎。〈C〉

2) かつて〝民〟の中から〝士〟が出身し、その時〝民〟は我が事のように喜び、望みを託した。就ち〝士〟は〝民望〟であった。

國恩而不思報之、則非良臣。民望而不思答之、則非志士。夫一進而爲臣、故隱居求志而行義達道、始不失良、貴而無愧于良臣、則良臣・志士一也。……粤自聖祖設學校以育才、制科第以登賢、欲官之以安民保國也。故始録於泮、即復其身、一鄉皆喜曰、某爲生儒矣。既而拔之科、一鄉皆喜曰、某爲舉人矣。既而賜之第、一鄉皆喜曰、某爲進士矣。愈進而爲大臣矣。一鄉皆喜曰、某爲極品官矣。鄉邦之光也。夫國恩大也。民望切矣。〈D〉

3) 嘉靖後期、そのような"士"と"民"の連帯が失われ、"士"はひたすら逐利の徒と化し、"民"は一手に苦難を味わい尽くす状態となった。

邇來、豪右兼併、罔恩國瘠、專務家肥、密截利源、横張勢焰。〈A〉

萬民之中、惟士爲榮、惟農爲苦、士以希賢爲志、農以力田爲生。爲士者、未必俱賢、一登甲科、盡取給于農、而農竭力以耕耘之。炎蒸揮汗、烈日爍肌、扒握苗根、傴僂膝歩、三時暑雨之忙、以幸収穫之畢。多値凶歉、而徴輸必盈罄爲仕者之供。而仕者不但安受而已。尤未足也。百方以巧取之、猶循良者耳。設貪者則削其家而取之、酷者則戕其命而取之。或外假小廉以冀大欲、無不纎悉取之、爲一己貪縁之費。何世俗之變至此乎。〈C〉

4) その情況は、特に徭役負担の場において、突出して顕在化しつつある。郷官は、優免特権を利用して、詭寄を受け入れ、徭役を庶民に転嫁している。

今有田萬畝者、止當粮里長一名、若萬畝者、花分子戸、詭寄郷官、輪該徭役之年、多方營幹、或討全免、或討輕差。百畝・數十畝者、無錢營幹、反罹至重徭役矣。此富愈富而貧愈貧、民心何由平乎。……今反冒富之田以取利、而至重之徭役侭推之于貧、豈均乎。〈B〉

今者、位愈進而心愈貪、佔奪田地亦細事耳。且今大造黄冊、十年之利害也。郷官受民詭寄、田一畝銀三錢、千畝三百兩。新例也。前冊未有也。〈D〉

今有暴興宦家、田未百畝、受詭數千畝、皆利一己、而不顧害一郷。昔之登榜舉人助喜、今反害之而致不均之苦。〈E〉

5) 本来は「同胞」たるべき士・民の分離、即ち士の節度無き特権享受は、甚だしい貧富の不均を出来しており、それは民心の平衡の失調に結果する。

所可慮者、民心未平耳。〈A〉

世道之不平者、民心之不平也。民心之不平者、貧富之不均也。貧富之不均者、徭役不均也。〈B〉

6) この不均衡は当然に是正されて、均衡状態が恢復されねばならないが、そのためには均田均役を是非とも実施せねばならない。

所可慮者、民心未平耳。一平民心、則天心平、而世平矣。〈A〉

欲世道之平、在民心之平。欲民心之平、在貧富之均。欲貧富之均、在徭役之均。欲徭役之均、在縣令審民之貧富而定之、使至輕徭役、不及于富、至重徭役、不移于貧、則貧不獨罹、富不幸脱。貧富均而徭役均、徭役均而民心平矣。〈B〉

均甲者均民心之不均也。所以均鄉官之怨而及子孫受福之均也。〈D〉

7) この不均は、官（および士自ら）が是正・恢復を志向せぬ限り、民の父母にして公平なる天の意志を媒介しつつ、民乱となって現れるであろう。

細民含冤而莫訴、昊天積怒而未形、惶惶然喪其樂生之心、日夜怨咨、以圖報復。蓋民心天心也。民被豪右之苦、甚于寇攘之凶。〈A〉

貧富不均、則民心不平、世道何由平哉。上官不爲之平、下民將起而平之、以洩其不平之憤難言也。噫非實以社稷爲心者、烏足與議之、此王政之本也。〈B〉

天地人之大父母也。天視民視、天聽民聽。民怨已極、天心至公、必將假手有不可言者。〈C〉

かつての江南で、”士”は”民”と共に在り、後者の祝福と期待の中から、前者が誕生する、つまり士が”民望”であった、と王文禄は認識する。三十年以上前、初めてこの史料に触れた時、筆者は、これが王文禄の理想主義が産み出した空想・願望の表白であるかの如くに感じていた。しかし、明初の新市鎮王氏という実例を知った現在、そして居住空間を共有して”士”と”民”が混住する郷村社会を想定する時、これを単なる空想もしくは願望と理解すべきでない、この指摘は現実の歴史の推移を表現していると認識するに到った。

かかる存在であるべき”士”が、”民”の輿望とは無関係の存在に変わって行く、それを王文禄は同時代の顕著な現象として指摘している。そこには、親戚知友からの寄託という一般的な詭寄のみならず、さらには、報酬を受け取る代わりに、全く赤の他人の土地を受託し、

徭役を回避せしめる慣習が発生している。王文禄は、驚きと憤りを以て、以下のように伝えている。(35)

郷官が民から詭寄を受けるのに、田一畝あたり銀三銭、千畝なら三百両を受け取っている。新しいケースだ。前回の編審（嘉靖三十年辛亥）の時には、まだ見られなかった現象である。

嘉靖年間を通じて、士大夫＝郷紳による詭寄は進行したが、とりわけ時間が進むに連れて、それはより露骨になってきたことが窺われる。庶民に負担を押しつけて何等恥じないという士・士大夫が出現し、増加し、やがてそれがむしろ普通となった。ここには、かつての新市鎮王氏に見出されたような、あるいは長興県の丁元薦の亡父が懐古したような、郷里社会における指導・支配階層としての自らの位置を認識し、"国（＝王朝）"と"民"に対して名望家（民望）としての責任感を有つ"士"は、姿を消しつつある。すなわち、自己の利害のみを追求して庶民に損害を与えることへの躊躇・制動が、士・士大夫から失われた社会が出現したのである。かかる士大夫には、"私"のみあって、"公"はその顧みる所とはならない。我々は、郷紳（郷官・郷宦）という用語・概念が、士大夫におけるこのような変化と連動して出現・定着することを確認せねばならない。

6　明代後期の江南士大夫

士大夫における抑制は、何故に消滅したのであろうか。既に明清社会経済史研究は、明代後期、江南士大夫（郷紳）の都市居住＝城居の傾向を確認している。そのことを明瞭に意識して語る史料として、李日華『味水軒日記』(36)の以下のような記述がある。

（万暦三十八年八月四日）午刻、（娘の嫁ぎ先）張氏の宅を訪問。地名は周家堰。平湖県城の東十八里、乍浦の西廿五里に在る。此の辺、沿海の湿地は、草蕩が多かった。かつては、（この草蕩を）竈戸に分給し、製塩の燃料採取に備えしめた。現在、（竈戸が収める鹽は白銀に折納されて、鹽の現物を納入する必要なく）銀は僅かに毎畝四分のみである。従って、聚落に近い草蕩は開拓されて水田

となった。開発者は毎畝五斗を国に納めれば良く、[37]（非常に有利であり）郷村の大族が独占している。

張君も先祖からの（富裕な）財産に依って「京輦に遊び（捐監生？）」、侍従（王府の侍讀か？）の官を得た。……三男子あり、長は翼宸、次男が翼寰、三男が翼宣。次男の翼寰が余の女肇淑を娶っている。肇淑は幼時より聡明で文雅な娘で、余は極愛していた。少しばかり佻（はねあがり？）があるが。張君の案内で、張邸の周辺を見て回った。そこには、佃戸や奴僕など、百餘家が遶（まわ）りに住んでいる。其の祖先以来の家屋の梁や柱は、倶て宋の熙寧年間の物であることは、題記が有って確実である。

王朝も安泰、天候も順利、草深い田舎に安定した財産を擁し、地域を指導し（指揮一方）、さらに飾るに学芸を以てし、意気盛んなこと、古の千戸侯（だいみょう）にも引けを取らぬ。市井の大商人は、一時は大いに当てて派手な生活をこれ見よがしに誇りながら、結局は破産を免れず、子孫は数十年と財産を保ち得ぬ。かかる連中と張氏とは大違いである。現在、士大夫までも都会暮らしの派手さを好み、田舎の野暮を厭う。生き馬の目を抜く都会で、長期の安定は期待し得ぬ謀り事に熱中し、結局は商人の転落の轍を踏むのは、愚劣極まりない事ではないか。余は張君の住居が、宋元両代を歴して今に到るを見、この感を深めるのである。[38]

万暦後期に到っても珍しく維持されている士大夫身分の郷居地主経営を紹介し、これが極めて例外的な現象であって、江南の郷紳は圧倒的に城居していること、それが彼等の商業投資と連動していることを慨嘆している。実は斯く言う李日華自身が、嘉興府城に父の代から居住し、その父は商業活動で財を成したと推定される事を考えると、この発言は奇異に見えるが、郷紳城居化という時代の趨勢は、明瞭に看得される。

都市に居住し、農業直営を完全に放棄した郷紳地主に、かつての在村の士大夫・士が自然と懐いていたような、共住する庶民との一体感、彼等への責任感を期待しても無理であろう。城居化した郷紳の経営を示す具体的な史料は皆無に近い中で、やや具体的な情報を提供するのが、既に紹介した湖州南潯鎮の荘元臣（万暦三十八年進士）[39]の残した家規及び十数通の書簡である。荘元臣は、呉江県南部の農村（荘）に居住し、そこには水田と桑地があったが、進士合格とともに、水田直営を放棄し、南潯鎮に移住したらしい。万暦二十八年南京の郷試に合格していたが、翌二十九年の会試に失敗し、次回の三十二年の試験に備えて、三十一年秋に上京した。三十二年に第三甲第八名で合格、中書舎人に就き、三十三年秋に册封出使、そのついでに請暇帰省し、三十四年夏に還京復朝、三十五年に内憂で再び帰郷服喪、

三十七年還朝の途次に病死した。北京図書館が所蔵する抄本『荘忠甫雑著』に、故郷に送った書簡十七通（長男世俊宛）、三十一年出発前に残した家庭管理に関する家規、及び三十四年復朝前に残した家規の、三種類の史料が、その経営についてかなりの情報を与える。書簡も家規も、極めて微細かつ具体的な指示に満ちており、郷紳家族の経営に関して、他に類を見ない、貴重な情報を提供する。

ただ此等荘元臣が書き残した資料に極めて鮮明なのは、郷里社会または郷村社会への配慮・論及が、全く皆無であることである。その関心・指示は、全て郷紳としての荘氏の財産維持・体面保持のみに向けられている。荘元臣は、投靠してくる奴僕の安易な収容を戒める。但し収容は全く否定せず、由来に怪しい所の無い田地を持参しての、身元に不審の無い農民、つまり自活能力を持ち、主家を煩わす恐れのない者の投靠は否定されない。当時、日常に見られた、郷紳がその地位を利用して地方衙門・官憲に請託する「竿牘」を絶対にせぬように戒めているが、それは竿牘そのものを否定するのではなく、未だ生員にすらなっていない息子達が、不慣れな活動をすることによって、紛糾に巻き込まれることを配慮してのことであり、自らは行うこともあり得ることを語っている。そして、長子世俊の生員資格獲得のための知県宛書簡を同封にて送り（極く近い親戚といえども絶対に見せぬこと、粗忽に使用人などの目に触れぬよう厳重に保管することの注意と共に）、折を見て知県に送ることを指示している。税糧負担に関しては、折銀分は八割五分乃至九割納入すれば良いと指示し、現米分は詭寄で事実上相殺され、荘家は負担の必要がない事を明示する。[40] 徭役負担に関する論及は、細緻で具体的な家規、また長文で詳細を究める書簡（収録されているのは首尾が揃った完璧なものであり、かつ、時間的に中断することなく、この時期の書簡が全て収められている）の何処にも、片言隻句たりとも出現しない。それはまた、一年間の留守宅の必要経費を見積もった指示が、税銀負担は想定して計上しているが、徭役負担を全く計算していないことからも裏付けられる。既に筆者が詳察したように、当時の湖州は郷紳の徭役免除をめぐって政治的紛糾が発生しており、とくに南潯鎮は均田均役の積極的推進者朱国禎が居住していた。

ここに我々は、およそ公的問題に関心を持たず、ひたすら自家の私的利益のみに腐心する、明末江南郷紳像を見出すのである。徭役負担を転嫁され、役困に苦しむ庶民などは、その視野には登場しない。王文禄の指摘する郷紳像の具体的な典型がここに存在する。

士民の混在という状況の消失こそが、かかる典型的郷紳の産生の動因であろう。自らが〝民〟と同源・同胞であり、その故に然るべき負担を自ら担わねばならぬと言う思考は、そこには生まれようがない。時に、郷紳身分に上昇することによって、自家は徭役を負担せずともよくなった人物が、かつての苦難の日々を想起し、何等かの処置を執る事例が、〝美談〟として伝えられている。例えば、松江府華亭

県の大郷紳陸樹声は、万暦二十九年、蘇松巡按御史甘士价が均田均役の実施を試みた時、郷紳を代表して書簡を送り、詭弁にみちた反対論を展開し、結局は改革を実現せしめなかった人物である。[41] 重田徳氏に拠れば、其の父は、臨終に際し、既に郷紳身分に上昇した息子陸樹声に向かって、次のように遺言したという。

郷里で公庭（おかみ）に徭役を負担している者は、昔の私の仲間である。その貧労を思い、汝等はよく面倒を見てやれ。[42]

かつては徭役に苦しめられた陸樹声の先代は、自らは身分上昇に因って重役負担を回避し得るようになった後にも、昔の仲間達に配慮を示す。具体的には、それはどのような形で実現されたであろうか。詭寄の盛行という明白な事実の存在を否定し、故に均田均役は不要として反対し、改革を阻止した陸樹声の配慮は、決して自己規制・否定に基づく徭役の負担ではない。それは、ほぼ確実に詭寄の受入であった。自らの享受する特権を、親しい故旧に限って、お裾分けしようというものである。同様な事例として、同じく松江府華亭県のとある地主の以下のような行為に見出すことが出来る。[43]

郷村で重役が多かった。ある人は公に、賦税を有力者に匿す（詭寄する）ように勧めた。公は笑って言った。〝私は男だ。立派な髭を生やしながら、犬の尻に隠れることなぞできようか。〟最後まで（徭役負担を）忌諱しなかった。しかも田賦は（零細に分割＝花分して、自家を小土地所有者に偽装することをせず）まとめて一戸の名義で登録した。……後に御史に昇進することになる孫が、挙人に合格した時、慣例として徭役を優免されることになった。公は（おなじ郷村の）仲間と苦労を共にしてきたことを思い、（自家のみ優免を享受せず）、その里全体（の徭役）を免除してもらうように県令に頼んだ。県令もそのことを義行とし、其れを許可した。

ある徭役が優免を以て免除されることは、決してその徭役自体が消滅することでは決してない。県の徭役総額は、天子の定めた「祖額」であり、勝手に削減することは許されない。その徭役負担をある戸が回避すれば、当然に同県内の他の戸が負担せねばならぬことは、三尺の童子と雖も理解しうる明白な道理である。さすれば、自己の親しい戸について、おそらく詭寄の形態を通じて実現された避役は、自

己の与り知らぬ他者への、負担の深刻な転嫁である。かかる伝記類があたかも善行・美談として語る此等の行為、個別的救済は、より大きな矛盾の産出に他ならない。東林系の士大夫が中心となって推進された均田均役の運動とは、かかる個別的救済＝負担転嫁＝矛盾拡大を、根底から否定し、普遍的解決を志すものであった。東林の最高指導者顧憲成は、詭寄を受容した同志の無錫県の諸寿賢に忠告して言った。

親交の情に迫られ、已むを得ずに応じたのでしょうが、取り急ぎお止めなさい。君子は自分を大切にします。他人を愛するにも、全て徳を以てするのであり、姑息を以てはしないのです。(44)

ここには〝公〟に生きるか、〝私〟に躊躇するか、人間の生き様が問われている。(45)斯様な、〝私〟の実現のみを指向する郷紳たちが、「役困」というどうしても否み難い現実を前に、均田均役の改革を突き付けられた時、対案として執拗に提示したのが、「義田」「助役米」「貼銀」の類であった。徭役負担は何としても回避し、代わって徭役負担者に、米・銀を支援・援助するシステムである。既に拙著（一九八二。三一二～五頁）で詳察したように、それが実質的に無効であり、その動機が私的な偽善に他ならぬことは、均田均役推進派が根底から論破する所である。均田均役を熱心に支持した、同じ松江府華亭県の東林派郷紳許楽善は、華亭知県張継桂（万暦二七～二九在任）に対して、役田・役米論の欺瞞を次のように説く。

助役田・助役米の説は、（華亭の大郷紳）徐階から始まった。その家族は、（今は権勢を誇って豪富を擁しているが）、その大土地所有が、やがて（徐階は逝去し）権勢が衰えた時に、報復に重役を押しつけられることを懼れ、そこで所有地百畝ごとに助役田四・五畝、或いは助役米二石を拠出し、あらかじめその区の人に好を結んでおき、将来の免役の手段としようとしたのである。(46)

多くの江南士大夫は、あくまで私的な利害を追い求め、自家の親戚でも故旧でもない庶民の苦難は、その関心の対象とはならなかった。よしんば、他人に善意を懐いたとしても、田土の受詭や人身の投靠など、あくまで自己と利害の関わる他者の庇護に向かう。そこは〝士〟

と〝民〟の切断された世界が出現していたのである。

7　おわりに

郷居地主経営が解体し、郷紳地主が出現した明代後期の江南地方社会は、模式化すれば、以下のような重層構造をとっていたと考えられる。

最上層に、県城を中心舞台とする「県社会」が存在する。そこでのヘゲモニーは、郷紳（その範囲は概ね挙人・出仕貢生以上）階層が掌握する。その下に、一個の市鎮を中核とする「郷脚」[47]の世界が在る。十六世紀中葉以降に進行した江南デルタの商業化の中で、農村聚落に居住する小農民も日常に流通過程と接触を持つに到り、市鎮の市場圏が、地域社会を形成するようになる。南潯・烏青・双林鎮など幾つかの大鎮を除き、市鎮に郷紳が居住することは極めて稀であり、そこでのヘゲモニーは生員＝下級読書人層及びそれと重なり合う商人達の担うところである。最も下層の地域社会＝基層社會として、一個の土地廟を中核とする「社」の世界が存在するが[48]、そこは少数の富農層を混えつつ、小農民が量的に卓越する社会であった。この三層構造は、文化的には、金文京氏が提示した漢語の三層構造[49]と対応すると考えられる。すなわち、最下層＝基層社會は完全に〝白話〟の世界であり、その上の郷脚は〝白話〟に加えて〝白話的文語〟が用いられ、最上層の県社会は、〝白話〟〝白話的文語〟に〝文語〟が重なると考えられる。

基層社會に住み、時折、鎮に農産品を売りに行く「六一公公」にとって、県城或いは大鎮は、懸絶した文雅な読書人の世界であった。恐らく眼に一丁字も無かった[50]「六一公公」にとって、都市とは、文字と文語の文化を持つ、尊敬すべき読書人の世界であった。このような社会的かつ文化的構造は、十六世紀中葉以降に進行した商業化とともに、出現したと考えられる[51]。

参考文献

（和文）
岩井茂樹　一九九七「公課負担団体としての里甲と村」森正夫他編『明清時代史の基本問題』汲古書院、所収。
岸本美緒　一九八三「（書評）濱島敦俊著『明代江南農村社会の研究』」『史学雑誌』九二―八。
仝　一九八七「明末清初の地方社会と『世論』」『歴史学研究』五七三。（のち岸本一九九九に再録）

仝　一九九九『明清交替と江南社会――17世紀中国の秩序問題――』東京大学出版会。
金　文京　一九八八「中国における日本古典文学の翻訳と研究」『和漢比較文学研究の諸問題』汲古書院、所収。
酒井忠夫　一九六〇『中国善書の研究』弘文堂。
重田　徳　一九七一「郷紳支配の成立と構造」『岩波講座世界史12　中世6』岩波書店、所収。（のち重田一九七五に再録）
仝　一九七五『清代社会経済史研究』岩波書店。
周藤吉之　一九五〇『宋代官僚制と大土地所有』（社会構成史体系二）日本評論社。
高橋芳郎　一九七八「宋代佃戸の身分問題」『東洋史研究』三七―二。
鶴見尚弘　一九六四「明代の畸零戸について」『東洋学報』四七―二。
仝　一九七一「明代における郷村支配」『岩波講座世界史12　中世6』岩波書店、所収。
濱島敦俊　一九八二『明代江南農村社会の研究』東京大学出版会。
仝　一九八三「明末清初の均田均役と郷紳（その四）――李日華『味水軒日記』をめぐって――」『史朋』一六。
仝　一九八九「明末江南郷紳の具体像――南潯・莊氏について――」『明末清初期の研究』京都大学人文科学研究所、所収。
仝　一九九〇「明清時代、江南農村の「社」と土地廟」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下、汲古書院、所収。
仝　一九九七「農村社会――覚書――」森正夫他編『明清時代史の基本問題』汲古書院、所収。
濱島敦俊・片山剛・高橋正　一九九四、『華中・南デルタ農村実地調査報告書』大阪大学文学部紀要第三四巻。
森　正夫　一九八一「基調報告――問題の所在の提示」名古屋大学文学部東洋史学研究室編『地域社会の視点：地域社会とリーダー』（シンポジウム記録）、所収。
山根幸夫　一九六六『明代徭役制度の展開』東京女子大学学会。1966。

（中文）
濱島敦俊　一九八九「土地開発与客商活動――明代中期江南地主之投資活動――」『中央研究院第二届国際漢学会議論文集（明清近代史）』台北、所収。
費　孝通　一九五七「重訪江村」（一）・（二）『新観察』一九五七―一一・一二。（のち費『愛我家郷』群言出版社、一九九六等に再録）
仝　一九八四「小城鎮　大問題」『江海学刊』一九八四―一。（のち費『小城鎮　大問題――江蘇省小城鎮研究論文選』第一集、江蘇人民出版社、一九八四年・費『論小城鎮及其他』天津人民出版社、一九八六年等に再録）
戴　不凡　一九八三「浙江家郷戯劇活動漫憶」『浙江文史資料選輯』二五、浙江人民出版社、所収。

（欧文）
Elman, Benjamin, "Social, Political, and Cultural Reproduction via Civil Service Examinations in Late Imperial China", *Journal of Asian*

Studies, Vol. 50, no. 1, 1991（秦玲子抄訳「再生産装置としての明清期の科挙」『思想』八一〇、一九九一）。
Fei, Hsiao-t'ung（費孝通）, *Peasant Life in China/A Field Study of Country Life in the Yangtze Valley*, London: Routledge & Keagan Paul Ltd., 1939.
Ho Ping-ti（何炳棣）, The *Ladder of Success in Imperial China; Aspects of Social Mobility, 1638-1911*, Columbia U. P., 1962.
Skinner, William “Regional Urbanization in Nineteenth-Century China”, Skinner, W. ed., *The City in Late Imperial China*, Stanford U. P., 1977.

注

(01) 魯迅「社戯」（一九二二）の邦訳は幾つか出されているが、ここでは自らの意訳を用いる。

(02) スキナーの「大領域 macro region」としての「長江下流域 the Lower Yangtze」については、Skinner 一九七七、二一二頁及び二一三頁地図1参照。

(03) 農村部の商業中心地＝市鎮と、その市場圏の「村＝農村聚落」を結ぶ「航船」の存在とその機能については、費孝通一九八四に詳しい。

(04) 近現代の長江下流域の農民の生計が、市鎮と深く結びついている状況は、前掲費孝通一九八四や、同じく費孝通一九五七に詳しい。

(05) 「社戯」は、ふつう〝むらしばい〟或いは〝みやしばい〟と訳される。前近代のみならず、二十世紀の二十年代まで、中国人の圧倒的多数は、料金を払い入場券を購入して観劇することはほとんど皆無であり、県城・市鎮・村荘を問わず、寺廟の廟会に祭神に捧げることを名目として実施される芝居を、無料で見るのが普通であった。一九二〇年代の世界的な経済不況は、輸出と深く構造的に連関していた沿海地域の経済に打撃を与え、無料の廟会演劇を衰退させた〈費孝通 Fei Hsiao-t'ung 一九三九、一〇三～四頁、及び一三〇頁〉。替わって、大都市以外の中小都市や農村にも、有料演劇が出現する〈戴不凡一九八三〉。時に、それらはヤクザが取り仕切るところであった〈濱島・片山・高橋一九九四、二四〇頁〉。

(06) 六一のような数字は、通例一族内部の年令など順序を示し、〝公公〟とは、祖父ないし祖父の世代（輩行）の親族を指す。この小説の舞台＝「平橋村」は、戸数三十餘の小村であるが、全村同姓で、同族であった。伝統中国の理念としては、親族内部では、なによりも〝尊卑之分〟、つまり曾祖輩・祖輩・父輩など、尊輩への敬意が要求される。しかしこの村は厳密ではない。何故か。魯迅は人口の九割が〝文盲〟の故とする。

(07) 毛沢東「湖南農民運動視察報告」一九二八を見よ。注意すべきことは、闘争の対象は経済的収奪、政治的な恣意的支配のみにとどまらず、当時の打撃目標は文化的側面まで及んだことである。はじめ武漢左派政権の主要な軍事力を構成したが、後に清共に転じた唐生智軍の主力第三五軍長何健が、毛沢東等の湖南農村における闘争の現状について、

共産党は衣食に不自由ない人間を指して「土豪」とし、学問・道徳有る人を指して「劣紳」とする。（共党指有飯吃・有衣穿的人爲土豪、指有學問・有道徳的人爲劣紳。）

と批判しているのは、直截にそのことを物語る。

(08) 所謂「郷紳支配」論は、重田一九七一で提示された。明代後期以降に、郷紳地主による領域の実質支配を見出し、中国の「封建」を措定す

る重田氏と、濱島との所説の相違については、岸本美緒氏の書評（一九八三）を看よ。

(09) 森正夫の所謂「地域社会」論は、森一九八一参照。

(10) 森正夫の提起が、所謂「階級闘争論」と極めて単純に対比して語られる傾向があるのは、問題無しとしない。階級間矛盾が「基底的」であることは、一九八一シンポジウムで岸本美緒も説くところであった〈名大東洋史研究室編シンポジウム記録七九頁〉。スターリン史観を基礎にした、政治的視点・主義・教条を以てする、偏狭で想像力を欠いた、農民反乱・農民闘争の分析が、著しく説得力を欠くことは、建国後の中国大陸の多くの研究に対して、一九八〇年を待つまでもなく、夙に我々が抱き続けていた不満であった。其れを批判することと、研究対象としての階級闘争・階級対立を否定ないし軽視することとは別物である。歴史事象として、階級闘争ないし階級間矛盾が存在し続けたこと、時にはそれが歴史を決定するものとして存在したことは（其れのみを以て全ての歴史を説明することができないのは当然であるが）、否むことの出来ない事実である。

八十年代半以降、大陸では「農民戦争史研究会」が休会状況となり、農民闘争が殆ど研究の対象となっていないことは残念である。中国大陸の歴史学界は、未だに農民戦争・農民闘争の領域で、包括的で科学的な歴史研究を空白のままに残していると言わねばならない。一面的な〝農民善玉〟論を捨て去り、〝愛国的〟〝民族的〟もしくは〝中華的〟な眼鏡を外し、農民集団の視野狭窄性・破壊姓・後進性という側面をも射程に捉えた、包括的な広い視角からの研究が、改めて蓄積されることを期待する。

(11) 岸本美緒一九八七。

(12) 何炳棣 Ho ping-ti 一九六二。

(13) Elman 一九九一。

(14) 士大夫・科挙研究の古典的業績である周藤吉之一九五〇は、進士合格者の多くが、第一に「三代不仕」、つまり曾祖父以来官途に就いたことがない人々によって占められていること、かつ、第二にその郷貫の標記が、県―郷であって、農村出自と看做しうることを実証している。また、宋元時代の刑法で、特に地主と佃戸の間に適用された、所謂主佃専法について、高橋芳郎は、以下のような注目すべき見解を示している〈高橋一九七八、四一四頁、注⑰〉。

地主の寄生化・不在化という点について言えば、闘訟法や姦淫罪規定の存在からして、一般に主佃専法制定の背景をなす当時の主佃関係は、決して疎遠なものではなく、こうした犯罪が日常的に発生しうる程度に接近していたと考えるべきであろう。

また高橋氏は、一九九八年初夏の学会の口頭報告においても、主佃専法の規定する犯罪の種類から見て、居住空間を地主と佃戸が共有していたことが考えられるとの趣旨を、改めて強調した。

(15) 原文「復其家、終身無所與。」

(16) 葉盛「贈宋・徐二君序」（嘉靖『崑山縣志』巻1、風俗）

嘗扁舟遍村落間、訪覈府誌事迹。里中長老、見衣冠儒者、毎延之上座。□州曰「齒少、法當居下。」

葉盛の著作類にこの記事を見出せない。後考を俟つ。

(17) 優免問題についての論攷は少なくないが、先駆的研究として、明代後期について酒井忠夫一九六〇、明代中期について山根幸夫一九六六、

その処理問題から政治史的・思想史的背景までを詳察した代表的研究として、濱島一九八二（第二部・第三部第九章）を挙げておく。

(18) 均田均役改革の阻止に努めた、元宰相申時行の論理〈濱島一九八二、四九〇～一頁〉や沈演の論議〈仝三一七頁〉を見よ。徭役の全免は、”大臣を敬い群臣を体（あわれ）む”“列聖養士の深思、賢臣体国の厚意”として、擁護される。

(19) 正徳『仙潭志』（上海図書館蔵）巻五、紀事に所収の「聖旨」には、洪武三年九月某日付で、「平涼府崇信縣知縣」を授けるとしている。新市鎮王氏の子孫が家蔵した資料に基くものであろう。仝志の編者は、

国初には官を任命するに鄭重であり、たかだか知県の職でも、必ず、勅授を以てした。今はどうかといえば、府同知より以下、みな（吏部の）銓選に含められ、堂牒（吏部尚書の辞令）のポストになっていて、（天子勅授の）此の制度は無い。

とコメントを附す。

(20) 明極初は、官制は多く元制を承けている。「御史台」も「幕官」ものちの明制には見出されない。なお正徳『仙潭志』巻五、紀事所収の詔勅は、「御史台管勾」とする。次条注(21)参照。

(21) 『太祖実録』洪武四年閏三月：是月条原文（改行は濱島）

刑部捜獄中囚、得其私書、以奏。上覧之、一書乃呉興王升以遺其子者。
其言曰：凡爲官須廉潔自持、貧者士之常也。古人謂、貧乏不能存此、是好消息。撫民以仁慈爲心、報國以忠勤爲本、處己以謙敬以爲先、進脩以學業爲務。有暇日、宜玩味經史、至于先儒性理之書、亦當潛心其間。於此見得透徹、卽所思無邪。熟讀律令、則守法不惑。仕與學蓋不可偏廢。人便則可買附子二三枚・川椒一二斤、必經税而來、餘物非所覬也。
時升之子、軫爲平涼知縣、升以書託御史臺幕官宇文桂達之。上覧書、嘉嘆良久、賜升手詔曰、昔元初有天下、人務實學、故賢材重進取。其後失天下、由俗尚虚名于權勢以希用。朕備嘗艱難、灼見世情、習俗未移、貪沓者有如螻蟻・蠅蚋、不知悔悟。若是者、豈慈父之失教耶。抑其子之不聽其父之訓耶。今目閲汝私書、知汝之善教、能以忠盡之言、丁寧其子。子之賢否、雖未可知、然薄俗中睹此家訓、誰能出其右哉。勸善懲悪、移風易俗、實有國之務。茲命中書、遣使賚詔往諭、賜白金百兩・絹十疋・附子五枚・川椒五斤、以旌爾賢。仍命復其家。

(22) 筆者は一九八二年初夏、限られた時間を以て、この方志を筆写した。近年、かかる鎮志類が影印出版され、この正徳『仙潭志』（上海図書館蔵）も、現在は日本国内での閲覧も容易となった。

(23) 「同游」とは、幕友のことか。清代で有れば、如何なる小県でも、知県は最低二人の幕友を同行し、刑名＝裁判と銭穀＝税務を補助担当させたとされる。果たして明初まで遡るか、筆者は不明にして知らない。文脈よりして、単なる友人とは読めない。

(24) 洪武十四年の里甲制の定式化以前に、（元制を承けつつ）里甲が編成・機能し、「小黄冊図里長」が出現していたことについては、鶴見尚弘一九六四の古典的研究が実証したところである。管見の限り、この王升書簡は、はじめて「甲首」の用語が登場する。

(25) 里甲制にある種の”村請け”を見出す観点は、岩井茂樹一九九七を見よ。

(26) 原文：遠近化之、故一方無惰農、至今環浦而東、鶏鳴犬吠與機杼桔槔之声、相聞而作、人比之桃源焉。

(27) 濱島一九八二、六七～六八頁、金藻「三江水学或問」。

(28) 丁元薦は、郷里社会に在って、郷紳の中でも指導的役割を果たしていた。すなわち均田均役の実施に腐心し〈濱島一九八二、三二四～五頁、四七四頁。〉、飢饉対策を講じ、〈仝、一二五～七頁〉、そして白蓮教集団が長興県衙を襲撃、知県が殺害されると云う前代未聞の事件で、王朝による報復＝屠城を恐れて全城が恐慌状態に陥った時に、「署知縣印事」を自称して治安の安定を図った〈仝、五九九～六〇六頁〉。

(29) 丁元薦（1563～1628）『西山日記』上（涵芬樓秘笈）

吳興諸大家縉紳、強半起于粮長。其子孫至今繁盛、吾邑如吾族、如朱、如李、皆當粮長起家。昔之富翁、挺身于戸役中、千磨百鍊、出來成一大家。今之富翁、皆巧爲規避躱閃。體面氣魄、較前十不及一。五十年前、尚有財主如吳十萬・臧恭三、皆以布衣、代長興獨發一年兌粮。今士大夫中、有其人乎。輸納粮米、皆扇颼糠皮、充之。或私自折乾、殊可姍笑。先大夫嘗言、大家巨室一方元氣、各處蕭索、國運從之矣。

(30) 丁元薦『尊拙堂文集』巻5「金父母去思碑記」

至二邑［濱島註：烏程・歸安］縉紳、不及齒長城素封。……元薦幼奉教於先大夫、世祿之家遇重役、輒瓦解、此無異故膏粱而肩以耳目未嘗之事則仆、不若及其身漸習之爲愈也。

(31) 地方公議・士民公議の実例については、濱島一九八二、四八一頁（原一九七五）及び濱島一九八三参照。

(32) 方鳳『改亭存稿』巻五、雑著〈濱島一九八二、二三一頁〉

人皆恒言、好事難成。予獨曰、好事難行、行之而反受累者多矣。悲哉、悲哉。吾隣區無巨室、惟予姪與王憲副及嚴氏、産頗厚。伯兄矯翁因憐區民無力、乃倡議三家、輪掌區賦。嚴以顯宦姻戚辭、王公欣然從之、乃各命一老僕、主其事。有司畧不以爲義舉、加以鞭朴、困以重役。且里中狡猾、朋計弄之、二僕日就貧乏。嗚呼、好事安在哉。予在南臺時、便道歸見、吾鄉中産三家、俱破於粮役。召而問其故、泣且答曰、區中官戸・大戸、不肯輸税、又以濫悪米及他物准折、故高其直、累代賠且半、遂至此。予聞之慘然、不謀於衆、卽日具詞有司、願以本戸税與軍自兌、不煩粮長。

(33) 濱島一九八二、二六三～七頁、四四九～五四頁。

(34) 王文禄『百陵学山』は、天啓年間に、均田均役を推進し、改革の記録を詳細に収める天啓『海鹽県図経』を編纂した知県樊維城（東林派）が刊刻した。近年、台湾から影印本が出版されており、閲覧は容易と思われるので、長大なその原文の全文は引用しないこととする。

(35) 王文禄『百陵学山』「書牘」巻二「上侯太府書」

郷官受民詭寄、田一畝銀三錢、千畝三百兩。新例也。前册未有也。

(36) 李日華と『味水軒日記』について、特に均田均役――士民公議を軸として、かつて考察を行った〈濱島一九八三〉。その後、族譜や行状など新資料をあわせ考えると、前稿に問題無しとしない（特に疑似宗族の問題）。新たに改稿を予定している。

(37) 仮に粳米一石の価格を銀一両とすると、四升に相当する。そもそも草蕩の台帳上の登録面積は、一般の水田に比べると極めて寛やかに捕捉されていると考えられるから、実質上の畝当たり税糧は、さらに遙かに低かったであろう。

(38) 李日華『味水軒日記』巻二、庚戌（萬暦三十八年）八月四日

午刻、至張宅。地名周家堰、西至平湖縣十八里、東至乍浦廿五里、海濱渺沃之壤多草蕩。先年分給各竈丁、取薪煮鹵、今每畝止徵銀四

分、近民居者、稍闢爲田、佃者畝輸粟五斗、鄉大姓世擅其利。張君藉先貲、游京輦、得官侍從、脩長挺峙、談論疊疊。生三子、長翼宸、次翼寰次翼宣。翼寰聘余女肇淑、蚤慧有文情、余極愛之、嫌少佻耳。張君引余觀屋前後、佃丁雜僮奴、遶住百餘家。其祖基梁柱、俱宋熙寧時物也、有題記可考。

國運隆泰、時和歲豐、草澤間擁有成業、指揮一方、又稍飾以文、激揚吐氣、此其豈讓古千戸侯。視市井大商豪賈、射利一時、非不輿服赫奕、卒不免蕩析傾覆、子孫或不能保數十年之産。其相去萬萬也。今士大夫樂市居之囂華、厭田里之俚樸、處於衆爭之地、爲不保旦夕之謀、卒與商之轉徙同歸、亦甚愚拙矣。余於張君之居、歷宋・元・今、爲之深感。

(39) 濱島一九八九参照。

(40) 一般に、庶民身分の土地所有者から郷紳に対する詭寄は、徭役負担の回避を目的とする。税糧は、郷紳も納入せねばならないが、郷紳の場合、合法・非合法の各種付加税を免れる。おそらく、荘氏は詭寄した所有者からは、付加税を含む税糧分を徴集し、納入は郷紳として、付加税を除いた正額を以てしたのであろう。その結果、現物の米穀を納入する部分は、自家は事実上承担せずとも済むこととなったのである。

(41) 濱島一九八二（原一九八一）、三三八～四六頁。

(42) 重田徳一九七五（原七二）一八一頁。

里中輸役公庭者、昔吾其儔也。可念其貧勞、汝等善見之。〈陸樹声『陸文定公文集』巻八、行状、「亡弟中丞阜南行状」〉

(43) 濱島一九八二（原一九八一）、四八五～六頁。

里中多大徭、人或勸公、匿其賦豪有力者、可冀倖免。公笑曰、丈夫也。鬚眉桀然而乞陰狗尾乎。竟不匿、而彙其田賦爲一。……孫大諫薦鄉書、例得免踐更。公念與若曹同事久、爲請于官、并蠲一里。邑令尹亦遂義而予之。〈唐献『占星堂集』巻九、「徵君涌川施公墓誌銘」〉

(44) 濱島一九八二（原一九七六）、四九九頁。顧憲成『顧端文集』巻四、「与諸敬陽儀部」。文中の琴川とは常熟県の、松陵は呉江県のそれぞれ雅名。無錫県人の諸寿賢が、他県に名義上の土地を所有し、寄荘戸として立戸していた。

聞琴川・松陵各有寄荘荘戸。此必迫於親交之情、不得已而☆之耳。急須除之。君子自愛、愛人皆以徳、不以姑息。

(45) 学術論文の規矩を越えるかも知れぬが、敢えて言えば、このような行動パターンは、現代中国にも日常に多々見出される。交通機関・銀行……等で行列をつくらぬ（排隊せぬ）人々が、一旦知人・朋友に対するや、過度の縟礼ともいえる譲り合いを演ずるのである。そこには、“私”のみ有って、“公”が存在しない。少しでも長く中国大陸に滞在し、ガイドや外事人員に依存することなく、自ら事を処理しながら行動した経験を有する外国人なら、このことを切実に認識するはずである。断っておくが、このような行動様式は、大陸の社会現象であり、世界の“漢人”に共通するものでは決してない。

(46) 濱島一九八二（原一九八一）、三五二頁。許楽善『適志齋稿』巻七「与張衢所」

助之説、蓋自徐太卿始。聞、其家人、因荘田過多、彼時懼勢衰報役。故議田米百畝、或助田四・五畝、或助米二石、預結歡區人、爲免役計。

(47) 「郷脚」については、費孝通一九八四参照。

(48) 江南の聚落及び基層社会としての「社」については、濱島一九九〇参照。

(49) 金文京一九八八。

(50) 魯迅「社戯」の舞台設定では、この平橋村は同姓・同族村落であるが、殆どが文盲であったとされる。

(51) 本稿は歴史現象として〝士〟と〝庶〟の分離、またそれが都市と農村の分離と重なることを論じた。しかし、問題はすぐれて現代的問題でもある。都市と農村、精神労働と肉体労働の分離の止揚を口号に展開された文化大革命が、其の実、前者の片面的否定・抑圧に過ぎなかったことは、自ら其れを体験した多くの知識人の回憶録・体験記に語られる所である。全く有意義な果実を産み出すことなく（もともと産み出しようもなく）、文化大革命が収束した後、以前にもまして深刻に復活したのは都市と農村との甚だしい文化的乖離であった。しかし、遂に復活しなかったのは、かつては「六一公公」のごとき老百姓が抱懐していた〝士〟への尊敬である。〝士〟の背骨の粉砕こそ、延安整風運動、胡風案、思想改造、反右派闘争、そして文化大革命と続いた思想抑圧を通して、毛沢東が実現した歴史的事業ではなかったか。その一つの果実は、革命後半世紀以上を経た現今の中国農村に於ける、義務教育の普及度（小学卒業率・初級中学進学率・初級中学卒業率等）の低さに、或いは郷村の学校教師が尊敬を以て遇されるか否か、にも表現されているようにも思える。

［追記］最近、余英時教授の「士商互動與儒學轉向—明清社會史與思想史之一面相」（郝延平・魏秀梅編『近世中國之傳統與蛻變—劉廣京院士七十五歳祝壽論文集、中央研究院近代史研究所、一九九八）を読む機会を得た。余教授は、晩明の儒學が、「上行」すなわち「君を得て道を行う」という方向から、「下行」即ち「民を化して俗を成す」方向へ転換することに因り、社会的には一般人の「士」への期待が高まったこと、普通の人々は依然として「士」に一種の敬意を抱き続けたことを指摘している。〈同書上冊、四九頁〉

從‘民望’到‘鄉紳’

——十六，七世紀的江南士大夫——

濱　島　敦　俊

魯迅〈社戲〉中有這樣的一個情節：當自己所種的豆被來自城里的迅哥夾雜在内的毛孫子們偸吃了之后，老農卻自傲地説，「來自大市鎮，有學問的人就是與這邊鄉下没學問的人不一樣，眼光確實高，我種的豆是最好的。」從中我們可以清楚地看出當時存在着這樣的者會觀念，即住在城里的是讀書人，而居住于農村的則是没有文化的庶民。而城市和農村之間這樣的社會構圖，即社會階層相分離的状况，又可追溯到何時呢？

嘉靖末年，浙江海鹽縣舉人王文禄在倡導「均田均役」改革時，尖鋭地批判了當時江南士大夫全部徭役都被免掉，其負擔被轉稼到庶民身上這一現象，他説：「就作為父母的上天看來，士和民都是同胞兄弟。因此，士源于民，當士沿着秀才，舉人，進士這樣的階梯攀升時，民就象自己的事情一樣祝願他們成功。也就是説，士代表着民望。可是最近，這樣的社會結構正在瓦解之中。現在的士只顧追求自己一身一家的利益，全然没有理解民的艱苦，特别是士的重役負擔轉嫁給他們之后所帶來的困苦」。

以上并非是王文禄對想像世界的描寫，而是十六世紀中葉江南社會生活中真實的状况。同在倡導均田均役改革的浙江長興縣進士丁元薦在回憶父親時，也談到了同樣的社會變化。

將歷史稍微再向前翻一下，在十五世紀的江南，我們可以找到象上海浦東洋涇陸氏那樣典型的，自己身居農村，從事農業經營，并且身負糧長之徭役，卻同時精心培養子弟，希冀其往士大夫階層攀升的社會階層的存在。

再往前追溯，明初浙江德清縣新市鎮王氏的事例格外醒目：入明之始，新市鎮地主王升寄給在四川任知縣的兒子（王軫）的書信，偶然被朱元璋讀到，并受到了竭力贊賞。王升在書信中談及自己順利地承擔着里長，甲首，弓兵等正雜徭役，并進而訓戒兒子説，「你身為知縣，應以清儉為本。食貧處儉是儒家之常，斷不可奢望富貴。如有閑暇，應勤讀經書，熟讀大明律」。在此，明太祖受感動的是後面的，即父親對身為官員的兒子的訓導。明太祖對其的褒奬，顯然并非因其負擔徭役一事，因為當時即便通過科舉上升為官僚階層的家庭，其負擔徭役仍被認為是理所當然的。太祖被他的訓戒所感動，在賞賜各種物品之外，還給予了免除其雜役的恩典。

實際上，我們只要稍微注意一下明初對官僚身分獲得者免除徭役的有關規定，就可知道被免

除的範圍是非常有限的。經歷了一番曲折之后，最終在洪武十三年才正式確定了有關官員優免特權的規定。《大明會典》所收的「洪武十三年令」中，只給予現任京官家庭免除雜役，至于正役，則一概不予優免。外官則没有任何優免特權。即便是京官，在其退職，休假時，也不予以優免。

如上所述，明初即便是官僚身分獲得者（士大夫），一般也要象庶民一樣負擔徭役。這一事實似與他們的生活形態密切相關。一般認為，宋代以來的士大夫大多數出身于鄉居地主階層。而孕育士大夫的鄉居地主階層，與宋元明王朝之間鼎革并無關系，他們一直存在。元明鼎革時，雖然華北遭受了毁滅性的打擊，但江南地區的社會經濟結構并没有發生根本的變化，朱元璋政權對江南的統治，仍以宋元以來鄉居地主的支配體制為基礎。

與農民混居的鄉居地主階層，在農村社會中很有威信，并行使着統治權。與元代社制有着衣鉢關系的明代里甲制，就是以鄉居地主的支配權為基礎并加以強化的。在這樣的社會結構中，如以出任官僚為由而不負擔徭役等（即在其形體還没消滅時，就往他人身上轉稼負擔），要想維持自身的威望是不太可能的，新市鎮王氏一例就很能説明這一點。即便再往后，其情况也仍如丁元薦父親（大概生活在弘治至嘉靖年間）所夸口的那樣。

徭役承擔方面與庶民没有多少分别的士大夫們，作為王朝之「臣」，自然應受尊重。這一情形通過禮制表現出來。明朝政權繼承了傳統漢族社會内部的尊卑之分，長幼之序等觀念，并制定了鄉村的序列，秩序關系，另還追加了兩個上下等級關系：一是所謂的「主佃之分」；另一個便是「官民之分」，即要求庶民尊崇有官僚身份的人。

前述嘉靖末年海鹽縣王文禄所感嘆的，便是上述社會結構處于瓦解之中的状况，即十六世紀中葉以來，隨着商業化的進展，士大夫與民衆的分離趨勢越來越顯著。

始于唐宋變革時期的低地開發過程的完結，以及未開發邊緣地帶的消亡，十六世紀江南出現了人工飽和現象。這一情况與大航海時代全球性變化的契機相結合，終于在江南農村社會出現了商業化。其中，地主鄉居及直接經營的状况漸趨消失，而農村中有勢力的地主也慢慢不見了。明末以后，江南地方社會演變成了如下三層的結構。

最下層是可稱之為「社」，「村」或「社村」的基層社會，其社會組織核心便是對土地廟的祭祀。該層次中，在數量上小農民雖占有壓倒性的優勢，但掌握其領導權的仍是少數直營地主和富農階層。中間一層便是以市鎮為核心的地域社會。隨着商業化的進展，農民日常生活空間變成了以市鎮為中心的世界。在這里，掌握領導權的是下層讀書人（生員）層及與之部分相重叠的富裕商人階層，而士大夫階層只占極少數。處于最上層的則是縣社會，其中掌握權力的是有着官僚身份的階層，即「鄉紳」層。十六世紀中葉以來，「鄉紳」這一用語頻頻出現。毫無疑問，它屬于宋代以來「士大夫」的範疇。「鄉紳」稱呼的出現，可能與縣作為一個政治空間成立后，即便是知縣，也不能隨心所欲地施政，而需要同士大夫，士人及耆老層進行協商，主導權掌握在士大夫階層這一現象有關。黄宗羲『明夷待訪録』的學校論（原學篇）便反映了這樣的社會

現實。

十六世紀中葉以后的鄉紳大多數居住在縣城或大鎮，他們與農民已没有共同的生活空間，即没有共同體（社區)。除了丁元薦，朱國禎，除必達等東林派系統的極少數鄉紳之外，絶大多數鄉紳都逃避了全部的徭役負擔。

這里我要舉出萬歷30年前後進士莊元臣的典型事例。當時他在北京任職，在寄給湖州家屬的書簡及家規中，由于并非是寫給别人看的，因而一點也看不到那種俗套的陳腐教條，而是一些赤裸裸的，非常現實的維護，增加私有財産的方法。從中我們一點也看不出他對農村社會有任何的關心。在他制定的詳細支出預算，帳簿中，没有任何關于負擔徭役的事。這里清晰地構勒出一個完全從庶民階層中分離出來，卻以自己為中心的鄉紳像。若與當時因在湖州推進均田均役改革而遭受到鄉紳暴力攻擊的朱國禎放在一起考慮的話，鄉紳莊元臣的態度是很值得回味的。

總之，宋代以來，庶民對士，尤其是士大夫充滿了憧憬和尊敬，但在十六世紀商業化的同時，士民的分離就已開始。城市與農村社會階層的分離，則可以推定為十六世紀中葉以后。